

リスト規制該非判定結果報告書

製品種類	テクトロニクス製 リスト規制対象外の製品	
製品型番	020280603, 119660900, 1700F02, 2260B-EXTERM, 80C08C, 80C08D, 80C10, 80C10B, 80C10BE1, 80C10C, 80C10CE1, 80C10CE2, 80C10E1, 80C11B, 80C12, 80C12B, 80C14, AM502, AM513, AM513S, AMT75, CT1, CT2, CT4, CT6, CT-8, CT-9, “HV-CA-554-.5”, HV-CA-554-1, HV-CA-554-2, HV-CA-554-3, HV-CA-571-3, HV-CS-1613, P3420, P6701B, P6703B, P77BRWSR, P77STCABL, RSA300CASE, RSA300TRANSIT, SD24, SIGNALVU-PC-SVE, TCA-IMEG, TCA-VP150, TDS3BATC, TDS3ION, TEK-USB-488, THS7BAT, THSBAT, TM5003, TM5006A, TM501, TM501A, TM502A, TM503, TM503B, TM506A, 各種電源コード	
ECCN	EAR99 参照: http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 上記各機器は、米国 Export Administration Regulations を考慮すべき製品ですが、規制の対象外です。但し、仕向国、用途要件、取引禁止者リストのチェックは必要です。	
原産国	個体記述のシリアル番号と http://jp.tek.com/Corporate-export-control-p-sheet 記載の判定表を照合下さい	
	法令	主な参照条文
外国為替及び外国貿易法(以下「法」)	制定:昭和24.12.1 法律第228号 最終改正:平成26.6.13 法律第69号 (施行:平成28.4.1)	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
輸出貿易管理令	制定:昭和24.12.1 政令第378号 前々改正:平成28.7.29 政令第266号 (施行:平成28.7.29) 最終改正:平成28.11.7 政令第346号 (施行:平成29.1.7)	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)
外国為替令	制定:昭和55.10.11 政令第260号 最終改正:平成27.7.31 政令第284号 (施行:平成27.10.1)	別表 1~15 (該当なし)

判定結果

法第48条第1項が規定するところの「特定の種類の貨物」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
法第25条第1項が規定するところの「特定技術」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価であって、上記製品の輸出に際して経済産業大臣の許可が不要であることを意味しません。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。

参照: <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

作成年月日: 平成28年12月14日

会社名: 株式会社TRF

判定担当者: 中島 毅俊

電話: 03 (6714) 3237

メール: law.jp@tektrolix.com

